

自己負担限度額は加入者の年齢や所得によって異なります

[]内の金額は、過去12カ月間に4回以上世帯の限度額に達するとき、4回目からの自己負担限度額

□ 国民健康保険に加入している70歳未満の人

適用区分(基礎控除後の合計所得 ^{※1})	自己負担限度額 (月額)
ア (901万円超)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% [140,100円]
イ (600万円超~901万円以下)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% [93,000円]
ウ (210万円超~600万円以下)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [44,400円]
エ (210万円以下)	57,600円 [44,400円]
オ (市民税非課税世帯 ^{※2})	35,400円 [24,600円]

※1:同じ世帯の国民健康保険加入者の基礎控除(33万円)後の所得合計。
 ※2:国民健康保険加入者全員と世帯主が市民税非課税の世帯の人。

◎計算上の注意点

- 医療機関ごとに計算します。(外来と入院、医科診療と歯科診療は別計算)
- 院外処方箋で調剤を受けたときは処方した医療機関の医療費と合算します。
- 一つの医療機関に支払った医療費(その医療機関で処方された調剤を含む)が21,000円以上ある場合のみ、それらを合算します。



□ 国民健康保険に加入している70歳~74歳の人・後期高齢者医療制度加入者

【平成30年8月~】 ※7月以前については、制度改正前の額を適用します。

適用区分 (市民税課税所得)	自己負担限度額 (月額)	
	外来の場合(個人ごとの計算)	外来+入院の場合(世帯ごとに計算)
現役並みⅢ (690万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% [140,100円]	
現役並みⅡ (380万円以上)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% [93,000円]	
現役並みⅠ (145万円以上)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [44,400円]	
一般 (145万円未満)	18,000円 ^{※3}	57,600円 [44,400円]
低所得Ⅱ ^{※4}	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ ^{※5} (市民税非課税世帯)		15,000円

※3:1年間(8月~翌7月)の年間限度額は144,000円です。
 ※4:(国民健康保険加入者)…国民健康保険加入者全員と世帯主が市民税非課税の世帯の人。
 (後期高齢者医療制度加入者)…世帯全員が市民税非課税の人。
 ※5:(国民健康保険加入者)…国民健康保険加入者全員と世帯主が市民税非課税で、収入から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯の人。
 (後期高齢者医療制度加入者)…世帯全員が市民税非課税で、収入から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯の人。
 (公的年金の所得は、各加入者とも控除額を80万円として計算します。)

申請の方法

国保年金課(本庁舎1階⑨番窓口)、各支所、本神崎・一尺屋連絡所に診療月の翌1日から2年以内に申請してください。

申請に必要なもの(国民健康保険加入者)

- 国民健康保険被保険者証
- 医療機関の領収書(写しもの)
※確定申告で必要な人は、事前に写しを取っておいてください。
- 世帯主の印鑑(朱肉を使うもの)
- 世帯主の預金通帳(振込先の分かるもの)
- 窓口に来る人の本人確認書類(運転免許証など)
- マイナンバーカードまたは通知カード(世帯主および療養を受けた人)

○後期高齢者医療制度加入者で該当する人には…

後期高齢者医療広域連合から通知書を送付します(初回のみ申請)。
 後期高齢者医療被保険者証、本人の印鑑(朱肉を使うもの)、本人名義の預金通帳(振込先の分かるもの)、本人確認書類などをそろえて申請してください。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☎ 国保年金課 ☎537-5735



大分市国民健康保険・後期高齢者医療制度 加入者の皆さんへ

病院などの医療機関で支払った1か月(月の1日から末日まで)の医療費(保険診療分が対象)が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給されますので対象となる人は申請してください。

高額療養費の支給対象となる人は申請を

申請は
2年以内に

男女共同参画 うめはるフェスタ 無料 3月14日(土)・15日(日)

学んだり体験したり、子どもから大人まで楽しめるイベントを多数開催。ぜひ、お越しください。

場所: 男女共同参画センター (コンパルホール2階)

14日(土) 午前9時30分~午後4時

- ままのほけんしつ ●特大カルタとりとぶんぶんごま
- 非常食の試食 ●バルーンアートと読み聞かせ
- 防災ファッションショー ●パパによる夫婦講座
- 段ボールベッド体験 ●笑いヨガ ●かたり場カフェ
- マネーセミナーと無料相談会(要予約)
- 不登校・ひきこもり相談室(要予約)
- 革で作るパスケース・コインホルダー(材料費が必要・要予約)



15日(日) 午前9時30分~午後4時

- どんぐりのアクセサリ作り ●知って得するストレス軽減法
 - 傾聴セラピー ●おじいちゃん、おばあちゃんの知恵袋
 - 映画上映 午前10時~「ドリーム」
午後1時~「ピリブ 未来への大逆転」
 - 講演会 午後1時30分~
「『夫源病』『妻源病』共に依存しない生き方をめざして」
講師:石蔵 文信氏(医師)
- ※講演会の申込方法など詳しくは、市報おいた2月1日号14ページをご覧ください。



両日開催 午前9時~午後4時

- 川柳コンテスト人気投票 ●男女共同参画センター愛称選挙 ●発達障がい者の作品展
- 昔遊びコーナー ●わなげ大会 ●ヨーヨー釣り ●スタンプラリー

各ワークショップの時間・内容はそれぞれ異なります。なお、予約が必要なワークショップの申込方法など詳しくは、市ホームページまたは男女共同参画センターなどに備え付けのチラシをご覧ください。また、コンパル博覧会も同時開催されます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☎ 男女共同参画センター ☎574-5577

総合型地域スポーツクラブ 会員募集

地域の皆さんが主役となり、自分たちで作り、会員となって活動する総合型地域スポーツクラブでは、身近な地域で気軽に健康づくりができます。イベントや体験会などを用意しているクラブもありますので、気軽にご参加ください。

地区	クラブ名	連絡先
大分中央地区	ひしのみクラブ(金池・長浜・荷揚・中島・住吉校区)	☎546-5557(松本)
	NPO法人 おおみちふれあいクラブ(大道校区)	☎080-3986-3706(園田)
	NPO法人 わいわい夢クラブ(東大分校区)	☎560-0873(事務局)
	NPO法人 滝尾百穴クラブ(滝尾校区)	☎090-9597-3218(田島)
明野地区	西の台あいあい倶楽部(西の台校区)	☎090-4518-1273(稗田)
	明ゆうクラブ(明野地区)	☎090-3071-3838(五十川)
鶴崎地区	みんなの明治クラブ(明治地区)	☎560-4448(市原)
	NPO法人 川添なのはなクラブ(川添校区)	☎529-2323(岩本)
植田地区	わさだ夢クラブ(植田校区)	☎541-2623(安東)
	NPO法人 賀来衆倶楽部(賀来校区)	☎549-0353(高尾)
	東植田地域クローバークラブ(東植田地区、寒田・鷺野校区)	☎511-1700(吉見)
大南地区	判田すこやか倶楽部(判田校区)	☎080-5606-3659(薄)
大在地区	OZAI元気クラブ(大在地区)	☎090-2518-1948(藤野)
佐賀関地区	佐賀関うみねこクラブ(佐賀関地区)	☎090-1926-7509(松浦)
野津原地区	NPO法人 七瀬の里Nクラブ(野津原地区)	☎588-1662(事務局)

※詳しくは、スポーツ振興課または各クラブへお問い合わせになるか、市ホームページをご覧ください。

☎ スポーツ振興課 ☎537-5979